

見附市 物価高騰対策事業

【みつけ子育て応援券】

取扱店募集要領

見 附 市

令和7年5月

1 事業の趣旨

物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに市内の消費喚起を図ることを目的に、みつけ子育て応援券（以下「応援券」という。）を発行します。

2 応援券の概要

- (1) 名 称 みつけ子育て応援券
- (2) 発 行 者 見附市
- (3) 発行予定額 8, 2 5 0 万円
- (4) 応援券内容 対象児童1人当たり15, 0 0 0 円（5 0 0 円券×3 0 枚）
- (5) 対 象 児 童
 - ① 基準日（令和7年4月30日。以下同じ。）において見附市内に住所を有する平成19年4月2日以降生まれの子
 - ② 基準日において妊娠届出済である胎児
- (6) 対 象 者
 - 対象児童①の保護者
 - ・ こども課から対象児童①に係る令和7年5月分児童手当を受給している者
 - ・ 上記のほか、基準日において見附市内に住所を有する対象児童①の保護者
 - 基準日において見附市内に住所を有する対象児童②の妊娠届出をした妊婦
- (7) 使 用 期 間 令和7年7月1日（火）から令和7年12月31日（水）まで
- (8) 使用可能店舗 本要領に基づき取扱店として登録した店舗
- (9) 手 数 料 取扱店登録に伴う登録手数料・換金手数料の負担はありません。

3 応援券取扱い厳守事項

- (1) 応援券は、物品の販売または役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 応援券の転売、譲渡及び換金を行うことはできません。
- (3) 応援券額面以下の使用の場合であっても、おつりはお渡しできません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 有効期限を過ぎた応援券は受け取ることができません。
- (6) 応援券の盗難・紛失・滅失、または偽造・変造・模造に対して、発行者は責任を負いません。

4 応援券の使用対象とならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこの販売
- (3) 商品券やプリペイドカードの販売
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払い
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (6) その他市長が別に定めるもの

5 取扱店登録資格

見附市に事業所または店舗を有する事業者（以下、「店舗」という。）とし、以下に該当する店舗で、市内の店舗に限り応援券を使用可能とすることができるものとします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するものでないこと。
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するものでないこと。
- (3) 法令又は公序良俗に反するものでないこと。

6 取扱店の責務等

- (1) 次に掲げる事項を遵守していただきます。
 - ① 応援券が使用可能な店舗であることが明確になるよう、市が配布する広報媒体（ポスター等）を、使用者がわかりやすい場所に掲示してください。
 - ② 確認用として配布する応援券の見本は、取扱店で応援券を取り扱うすべての方に周知してください。
 - ③ 応援券を受け取った際は、応援券に問題がないか必ず確認をしてください。応援券は偽造防止策を行っています。偽造防止策が確認できない、色合いが明らかに違うなど、偽造された応援券と判別できる場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。
 - ④ 受け取った応援券は再流通させないでください。
 - ⑤ 応援券の交換及び売買は行わないでください。
 - ⑥ 応援券を商品及びサービス等の対価として使用せず、直接換金はしないでください。
 - ⑦ 使用者から受け取った応援券の盗難、紛失、滅失は取扱店の責務とします。

7 申し込みについて

(1) 申込方法

申し込みを希望される方は、この「募集要領」に同意のうえ、別添の見附市内事業者・店舗対象「みつけ子育て応援券取扱店 登録申込書」に必要事項を記入し、下記の申し込み先へ持参又は郵送で提出してください。

また、市内に複数の店舗を持つ事業所については、複数の店舗分の申込書を提出してください。

提出資料の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

(2) 提出書類

みつけ子育て応援券取扱店 登録申込書

(3) 申し込み先

見附市役所 地域経済課 商工労働係

(4) 申し込み期間

令和7年5月15日（木）から令和7年6月6日（金）まで（必着）

※ 申し込みは令和7年6月9日（月）以降も受け付けますが、応援券取扱店一覧などへの記載ができない場合があります。予めご了承ください。

8 取扱店の取り消し等

この募集要領に違反する行為が認められた場合、登録を取り消すことがあります。
また、違反行為による損害金が発生した場合、その損害金を請求することがあります。

9 換金について

(1) 請求方法

換金の請求は、別添の「みつけ子育て応援券換金請求書」に請求金額を記入の上、応援券とともに市役所2階 地域経済課 商工労働係へご持参ください。

なお、初回の換金請求の際は、必ず振込口座が分かる通帳の写しを添付してください。（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義のカナが確認できるもの）

(2) 支払い方法・時期

換金代金の支払いは、口座振替となります。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。なお、支払いは月3回（最大）とし、市の指定する日（5日、15日、25日）に取扱店の指定口座へ換金請求後1か月以内にお支払いします。

(3) 換金請求期間

令和7年7月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで

※請求期限を過ぎての請求には応じませんのでご注意ください。

1 0 その他留意事項

- (1) 「募集要領」に記載されていない事項については、別途協議します。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、業種等）は「みつけ子育て応援券取扱店」一覧表、及び見附市のホームページで広報します。

1 1 お問い合わせ・申込先

見附市役所 地域経済課 商工労働係

〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 見附市役所 2 階

TEL : 0258-62-1700（内線 231）

MAIL : chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp